

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年1月26日提出

川崎市長 福田紀彦

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「保育士（）」の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び」を加える。

第6条第3項第3号中「幼児（）」の次に「第29条第2項の表及び」を加える。

第29条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表を次のように改める。

|                        |                           |
|------------------------|---------------------------|
| 児童相談所等における障害児の入所前の健康診断 | 入所時の健康診断                  |
| 障害児が通学する学校における健康診断     | 定期の健康診断又は臨時の健康診断          |
| 乳幼児に対する健康診査            | 入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定福祉型障害児入所施設等に置くべき保育士の資格要件に地域限定保育士を加えること、指定福祉型障害児入所施設等の設置者は、乳児又は幼児の健康診査の内容が入所時の健康診断等の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断等の全部又は一部を行わないことができることとすること等のため、この条例を制定するものである。